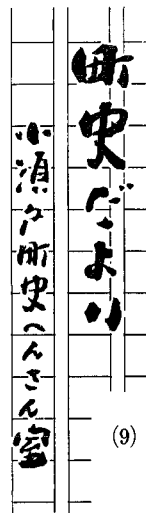


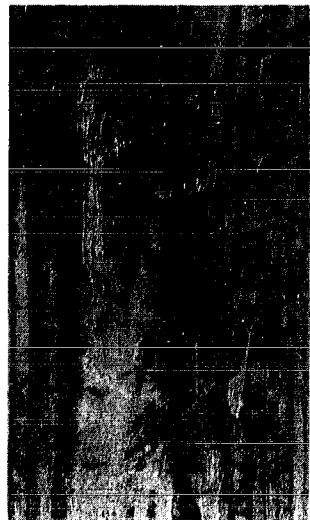
大河・信濃川(三) 多くの沼・川



(9)

左の写真は「新津郷絵図」(新津郷図書館所蔵)といわれ加藤辰蔵氏(故人)郷土史研究家が、家蔵の古図を謄写したものである。図中の小須戸地内だけを写しとって紹介する。図には所領関係より省察した次の注記がある。

本図は延宝三年又は四年(一六七六)に製作されたものと推定される。○参考 本図記載の鎌倉潟は正保二年(一六四五)図には長さ五町十五間横三町深三尺四尺とあり其後八十余年後の享保年間の見取図には何等記入されていないから当時潟が埋ってしまったものと思われる。(筆者注)鎌倉潟はこの時代はむしろ、寛政年間にもあった。次号に記述。(尚鎌倉潟以北の数の潟は正保図にも享保図にも見えないのだが、鑑にあったもので、今は字名となって残っている。



瀧の文字を左から順に拡大すると次のようになる。

- 鎌倉潟 長サ二百十五間 横八十九間 深サ三尺
- 大日瀧 長サ百三十間 横四十三間 深サ二尺
- 頭なし瀧 堅六百四十一間 横二十八間 深サ一尺
- なかつら瀧 横十五間 深サ二尺
- わかみや瀧 横八十四間 深サ二尺
- 畑ヶ崎瀧 長サ百三十間 横八十間 深サ二尺五寸

現在平且の地に、深さ一、三尺の大きな沼が散在し、この時代以前の原始川の横相まで想像される。

図で注目されることは、信濃川本流は大川として、当時すでにほぼ現在地を流れている。前号で紹介した岩田博士の「信濃川河道変遷図」は元和、寛文の主要河道として、横川浜、竜支新田、梅ノ木、浦興野、笠巻に至る筋を記しているが、以上の瀧を結んだところにその根拠がある。あろう。事実信濃川が野放しに流れて浸透し沖積を続けた時代、及び中之口川(一名直江川)が本流であった時代もある。信濃川の水景も現在より少なく、現在の大川筋とあわせ前記の川筋も当然考えられる。しかし新発田藩領の『正保絵図』にも、『元禄

絵図』にも当時すでにほぼ現在地の川に集約されて、主流となっていたので、前記の横川浜、竜支新田、梅ノ木に至る主要河道は、慶長より以前ののずつと先の時代であり、その跡が低湿地の沼となった事と考えるべきであろう。

この地帯に人が住みついていたのはいつの頃か。小泉倉軒(旧小須戸組・市之瀬の名主)の『小須戸組旧家書上巻』には、横川浜には大同(平安時代)の頃すでに人家があったというが、確認する記録はない。ただ横川浜堤外地・新保地内に須恵器その他の土器が発見されていることから、土器の全くない白井、鷲巻方面より以前にすでに人が住んでいたことは間違いない。そして以上の低湿地の瀧は、土木治水対策の進歩しない農耕時代は、排水、用水、採漁等に多くの恩恵を与え、人々はまたこれを利用して来た。上の図の各瀧の出入りの川も、自然の川

もあるが、すでに人為的な江筋の形態をもっている。

歴史学者吉田東伍博士は、その著「大日本地名辞書」の小須戸の項に、此町は近世の開墾なるべし、古書に聞見せずと記している。実態はそのとおりであろうが、本町の古刹・横川浜本住寺に左の注目すべき棟札がある。慶長より四〇年以前、永禄年中「金津保横河間長光山本住寺」と明記されている。川と川が併行して流れる場所を「カワマ」という。これを知った民俗学者小林存氏は、横川浜村は、はじめは横川間村であったと「県内地名新考」にすでに述べている。なお氏は「小須戸」は「スド」(州処・州所)すなわち「寄り州」であるという。参考とすべき説である。ともあれ、小須戸地内の地名はもろろん。その生成も発展も信濃川を離れて考えることはできない。

就学援助の申請は 3月10日(在校生)まで

経済的理由によって就学が困難な家庭の子どもに、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

- ① 援助を受けられる人
- ② 生活保護を受けている人 (以下必要保護児童生徒)
- ③ 生活保護を受けていないが同程度に生活が困難な人 (以下必要保護児童生徒)

- ◇ 援助の対象は
 - ① 必要保護児童生徒
 - ② 進要保護児童生徒
 - ③ 進要保護児童生徒
 - ④ 進要保護児童生徒
 - ⑤ 進要保護児童生徒
 - ⑥ 進要保護児童生徒
 - ⑦ 進要保護児童生徒
 - ⑧ 進要保護児童生徒
 - ⑨ 進要保護児童生徒
 - ⑩ 進要保護児童生徒
 - ⑪ 進要保護児童生徒
 - ⑫ 進要保護児童生徒
 - ⑬ 進要保護児童生徒
 - ⑭ 進要保護児童生徒
 - ⑮ 進要保護児童生徒
 - ⑯ 進要保護児童生徒
 - ⑰ 進要保護児童生徒
 - ⑱ 進要保護児童生徒
 - ⑲ 進要保護児童生徒
 - ⑳ 進要保護児童生徒
 - ㉑ 進要保護児童生徒
 - ㉒ 進要保護児童生徒
 - ㉓ 進要保護児童生徒
 - ㉔ 進要保護児童生徒
 - ㉕ 進要保護児童生徒
 - ㉖ 進要保護児童生徒
 - ㉗ 進要保護児童生徒
 - ㉘ 進要保護児童生徒
 - ㉙ 進要保護児童生徒
 - ㉚ 進要保護児童生徒
 - ㉛ 進要保護児童生徒
 - ㉜ 進要保護児童生徒
 - ㉝ 進要保護児童生徒
 - ㉞ 進要保護児童生徒
 - ㉟ 進要保護児童生徒
 - ㊱ 進要保護児童生徒
 - ㊲ 進要保護児童生徒
 - ㊳ 進要保護児童生徒
 - ㊴ 進要保護児童生徒
 - ㊵ 進要保護児童生徒
 - ㊶ 進要保護児童生徒
 - ㊷ 進要保護児童生徒
 - ㊸ 進要保護児童生徒
 - ㊹ 進要保護児童生徒
 - ㊺ 進要保護児童生徒

◇ 申請手続きは

- ① 必要保護児童生徒 社会福祉事務所からの認定により申請するので、手続きは不要です。
- ② 進要保護児童生徒 在校生は三月十日まで、四月に新一年生となる児童は、四月十日までに担任の先生と相談のうえ、申請書に所定事項を記入し、学校へ提出してください。

今まで受けていた人でも、希望者は毎年申請しなければなりません。

4月から町部を実施 国土調査・細部測量

国土調査法に基づき、四月より町部について調査に入ります。

- 調査実施の範囲
 - 本町 一・二・三・四・五
 - 蔵町 一の一部
 - 花園町 一・二
 - 大川前 五・六
 - 中央町 一の一部
 - 新栄町 一の一部

小須戸町が国の指定を受け、国土調査法に基づき、四月より町部について調査に入ります。

調査実施の範囲

- 本町 一・二・三・四・五
- 蔵町 一の一部
- 花園町 一・二
- 大川前 五・六
- 中央町 一の一部
- 新栄町 一の一部

現在、町内の境界を調査し、境界を確定し、測量を実施します。

測量の重要性をご理解の上、調査にご協力をお願いいたします。

国保とわたしたち ③

医療費の払いもどしを受けられる場合

にかかったとき 骨折や脱臼などの場合、柔道整復師の施術をうけられます。

その場合、保険証と印鑑を持参して三割の自己負担を支払い、あと七割の払いもどしをうけられる場合があります。

また、医師の同意があればマッサージ師の施術も受けられます。その場合は、全額自分で支払い、あと七割の払いもどしをうけられます。

◎ はり・灸の費用

治療上、効きめがあると保険医が認めた場合は、はり、灸の施術が受けられます。その代金は、全額自分で支払い、あと七割の払いもどしをうけられます。

◎ 輸血やコルセットの費用

生血の輸血をうけた場合の血液代金や、コルセットをつけた代金は、実際に支払った額を限度として、その七割の払い戻しをうけられます。

◎ 医療費と税金控除について

国保の被保険者が病気になるか、一家の一年間に支払った医療費の総額が、年間五万円以上または年間所得の五割を超えた場合は、その超えた分は所得税・住民税の課税対象から控除されます。

医療費の控除をうけるには毎年三月十五日までに申告をしなければなりません。

◎ 保険証を使えないとき

国保でお医者さんにかかるときは、保険証を持参して診療をうけるのが原則です。保険証を持参しない診療をうけると全額自己負担となります。

ただし次のような、やむを得ないと国保が認めた場合は、あとで払いもどしをうけられます。

たえば急病で、国保を扱っていない病院へかぎこまれたようなとき、または旅行で急病にかかり、保険証を持合わせていなかったようなときは、保険扱いにはなりません。

こういうときは、全額自己負担になりますが、国保が緊急やむをえなかったと認めた場合は、あとで払いもどしをうけられます。

払いもどされる額は、国保で診療をうけた場合を基準として、その七割です。

◎ 柔道整復師・マッサージ師

献血にご協力をお願いします

移動採血車「ゆうあい号」がきます

とき 3月21日(金)

ところ 役場前 商工会館

AM 10:00~12:00 PM 1:00~3:00